

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(當日は、  
土曜日の  
翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 保安林の解除予定  
教育職員の免許状の授与  
新たに行なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業  
計画書の縦覧  
争議行為を行なう旨の通知  
土地の公用廃止
- ◇ 公安告示 昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号の一部改正  
昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一  
部改正
- ◇ 正 誤 昭和四十年三月十六日付け鳥取県規則第十号の公布文中  
訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第百六十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 一 解除予定に係る保安林の所在場所

境港市小篠津町字亀ヶ山四〇四三十五（次の図に示す部分に限る。）

### 二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

### 三 解除の理由

児童公園の園路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第百六十一号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 免許状の種類

番 号 氏 名 本籍地

### 高等学校助教諭免許状

昭三九高助第一九号 福田 洋子 鳥取県

### 鳥取県告示第百六十二号

昭和四十年三月十日付けで湖東大浜土地改良区から申請のあつた新たに  
行なおうとする土地改良（畑地かんがい）事業については、審査の結果そ  
の計画を適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）  
第四十八条第六項において準用する同法第八条の規定により、次のように  
土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和四十年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和四十年四月五日から二十日間とする。

二 縦覧場所

鳥取市湖山町 湖東大浜土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、米子ガス労働組合組合長 船越英彦から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件 賃金引上げ、最低賃金制度化及び時間短縮に関する件

二 日時 昭和四十年四月七日午前八時以降本事件の解決に至るまでの期

二の2の(1)中「ツベルクリン皮内反応検査」 七円

「ツベルクリン皮内反応検査」 十四円

「寄生虫検査（とまつ）」 十円

「寄生虫検査（とまつ）」 十五円

二の3の(1)中「」 穴なし 二十三円

「」 穴なし 二十四円

「」 三十五ミリメートル 同

間

三 場所 米子ガス労働組合に所属する組合員が就業する全職場  
四 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第六十四号

次の土地は、昭和四十年三月二十五日から公用を廃止した。

昭和四十年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市上井町五反田三二〇―二一 道路敷 六合一勺

鳥取県告示第六十五号

鳥取県告示第六十五号

昭和三十一年三月鳥取県告示第三百三十二号（鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正し、昭和四十年四月二日から施行する。

昭和四十年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「結核子防法による対象者。但し、事業事務所を除く」を

「結核子防法による対象者。ただし、事業事務所を除く。」に、

「二十件以上一件につき」を

「二十件以上一件につき」に改める。

「」を

「」を

「」を

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第十一号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十年四月二日から施行する。

#### 5の項中

鳥取市新鑄物師町五三番地地先	浅井 篤方前	を
鳥取市新鑄物師町五八番地地先	浅井 篤方前	を
鳥取市新鑄物師町一三九一番地地先	玉谷 武男方前	を
鳥取市新鑄物師町八七番地の二地先	岸本 秀雄方前	を
鳥取市新品治町一三の一番地地先	玉谷 武男方前	を
鳥取市新鑄物師町八五番地の二地先	岸本 秀雄方前	を
日野郡溝口町大字溝口七四八の二番地地先	松浦 重蔵方横	を

「 〃 七×七 三十六円 同 右」を  
 「 〃 七×七 三十七円 同 右」に改める。

二の4中  
 「精密検査 三百五十九円 結核予防法による対象者但し、事業事務所を除く」を  
 「精密検査 三百五十九円 結核予防法による対象者。ただし、事業事務所を除く。  
 結核予防法の対象者のうちミラーカメラを用いて行な  
 われたエックス線間接撮影を受けたものであつてエッ  
 クス線直接撮影を行なう必要がないと認められたもの。  
 ただし、事業事務所を除く。」に改める。

〃 百五十七円

昭和四十年四月二日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

改める。

日野郡溝口町大字溝口七四八の二番地地先	交差点入口
西伯郡伯仙町大字尾高字北屋敷西一六七八の一番地地先	
西伯郡伯仙町大字尾高字南屋敷東一七三三番地地先	
西伯郡澁江町大字本宮字金クソ谷壱四七八の二一番地地先	
西伯郡伯仙町大字岡成字泉五八二の一番地地先	
西伯郡大山町大字大山二王堂国有林九六林班ほ小班地先	

松浦 重蔵方横

正 誤

昭和四十年三月十六日付け鳥取県規則第十号の公布文中次の箇所を誤り  
があつたので、訂正する。

頁 行 誤 正

一 上 終りから三 昭和三十九年三月十六日 昭和四十年三月十六日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】